

- (6) 普通語の奨励
 - (7) 勤儉貯蓄の實行及示範
 - (8) 裁縫及機織の奨励
 - (9) 模範婦女子の表彰
 - (10) 長老者の慰安
 - (11) 女子の補習教育
 - (12) 青年會の後援
 - (13) 各字婦女會の指導監督
- 五 一ヶ年の經費約四十六圓(會員の出金)

國頭郡國頭村與那婦女會

一 名稱並設置區域

國頭郡國頭村字與那婦女會と稱し設置區域は與那一圓

二 沿革の概要

本會は大正四年六月二十七日の創立にして、同日第一回の總會を開き、爾後與那青年會と連絡を取り字婦女子の風習作法等の改善に努め以て現在に至れり。

三 組織

- (1) 十五歳より五十歳迄の婦女を以て組織す。左の二部に分つ
主婦部員(廿六歳以上) 處女部員(廿五歳以下)

- (2) 本會の顧問を區長、青年會長とし賛助員を青年會役員とす。
 - (3) 本會は毎年二月に入會式を行ふ
- 四 事業

(1) 勤儉貯蓄に關する事

(イ) 個人貯金 金額一三八圓七一〇
人員三八人

(ロ) 共同貯金 金額二七圓一四〇
人員一二〇人

(2) 農事に關する事

(イ) 田畑に出る時必ず肥料を持つこと。

(ロ) 田畑の歸途は必ず牛馬の草、堆肥の原料を持ち歸ること。

(ハ) 會員は毎年一回必ず甘藷勝負をなすこと。

(ニ) 毎年芭蕉布品評會を開くこと。

(3) 弊風改善に關する事

(イ) 禁酒斷行

(ロ) 洗足の惡風を矯正する事

(ハ) 御祭の虚禮を廢し誠意を以て行ふこと。

(4) 清潔整頓に關すること。

(イ) 毎朝室の内外清潔方を行ふこと。

- (ロ)各戸の清潔督勵毎月二回の検査。
- (ハ)衣類身體の清潔。
- (ニ)農具の置き場所を一定すること。
- (ホ)家具一切の置き場所を一定すること。
- (五) 公共事業並に慈善事業に關すること。
- (イ)會員中死亡者の家族に對し、見舞として應分の金品を贈ること。
- (ロ)會員は産婦に對し見舞として應分の金品を贈ること。
- (六) 智識技藝の修養に關すること。
- (イ)會員は毎月一回必ず各組集會し、有識者の講演並に禮儀作法の實地見習をなすこと。
- (ロ)毎年三回以上總會を開き有識者の講話並に禮儀作法の實地見習をなすこと。
- (ハ)休暇を利用し裁縫講習をなすこと。
- (ニ)料理法の研究をなす事。
- (7) 基本金蓄積方法並に現在高。
- (イ)毎月一人五錢宛出金納付すること(大正八年九月迄壹圓同十月より五錢)
- 現在高 二七圓一四〇
- (8) 教育に關する事
- (イ)毎年學事獎勵會に於て成績良好なる兒童の母に賞與をなすこと。
- (ロ)同 上三名以上出校せしめ成績優良なる兒童の母に賞與をなすこと。

五 今後に於ける計劃事項

- (イ) 芭蕉布を賣りたる會員は一反に付き金拾錢宛基本金として納付すること。
 - (ロ) 來年度より各組の成績勝負をなすこと。
- 清潔、整頓、風紀、貯金、學事、運動

國頭郡大宜味村字鹽屋婦女會

一 名稱並設置區域

國頭郡大宜味村字鹽屋婦女會と稱し設置區域は鹽屋田港一圓

二 沿革の概要

本會は大正三年に十一月二日創立し、同日第一回の總會を開く。其後毎年字鹽屋は舊四月舊九月字田港は舊五月舊十一月を以て婦女會を開き、會毎に實行事項を議決し、顧問及來賓に於て清潔法及作法等に付講話を求め、尙ほ會員の裁縫、料理、作法の實話等をなし、婦女の知識の向上を計れり。

三 組織並會員數

字鹽屋字田港の婦女は全部年齢十五才以上四十歳以下の者を以て組織す、其の會員數四百人但有力なる婦女は特別會員として年齢を制限せず。

四 事業

- (1) 勤儉貯蓄に關すること。
 - 個人貯金 二四〇人 千六百八十圓
 - 共同貯金 二八〇人 八拾貳圓
- (2) 弊風改善に關すること。

- (イ) 履物奨励を断行せしこと。
 - (ロ) 出産祝の従来六日目に行ひしを三十三日目に行ふこと。
 - (3) 清潔整頓に關すること。
 - (イ) 婦女會にて毎月一回各戸の臺所検査と行ふ。
 - (4) 知徳技能の修養に關すること。
 - 婦女會主催にて裁縫講習、染色講習等を開催せり。
 - (5) 基本金蓄積方法
 - (イ) 共同作業により得たる金
 - (ロ) 出産又は婚禮の際に右會員より金拾錢以下の寄附をなさしむ。
 - (ハ) 毎年十二月うねい(節句)の際には各戸より半一斤宛を徴收して之を賣上げ其代金を基本金に積立つ。
 - (9) 教育に關すること
 - 缺席兒童ある時は婦人會よりも相當の制裁と説諭をなす。
 - 五 今後に於ける計畫事項
 - (1) 處女部員の夜學を開催すること
 - (2) 敬老會を開催し敬老の思想を養成すること
- 新たに生じたる優良團體

中頭郡浦添村小灣婦女會

一 名稱 浦添村小灣婦人會

一 設置區域 浦添村字小灣一間

二 沿革の概要

大正五年五月二日創立

三 組織及會員數

當字内に住居する十五歳以上四十歳迄の婦人並に各戸の主婦を以て組織し其會員數は約百六十名

五 事業の概要

- (1) 台所清潔法
- 毎年二回各戸の台所の清潔、家具の整理、整頓の如何を視察し總會に於て公評をなす。
- (2) 小女の裁縫機織の督勵
- 會員中義務教育を終了せるものは、直に學區域の補習學校に入學し、裁縫機織其他女子としての修養をなすこと
- (3) 貯蓄奨励
- 貯蓄心を養成する爲各組に貯蓄組合を設置して毎年二回を定期に其地の農産物の景氣よき時に於て臨時に貯金をなすあり。
- (4) 毎月十日夜間に於て二十歳以下の女子集合して字内并戸の清潔法を施行す。
- (5) 右の外字青年會近所組合と連絡を採り冗費の節約風紀の改善等を圖りつゝあり。
- 六 一ヶ年の經費拾五圓

國頭郡久志村字川田婦女會

一 名稱並設置區域

國頭郡久志村字川田婦女會と稱し設置區域は字川田一圓

二 沿革の概要

會の創立年月日は記録の微すべきものなく詳かならざれども、大正四年の頃青年會の附帶事業として年一二回開會したりしが、大正六年三月婦人の自覺により茲に初めて組織的婦女會を設立するに至れるものゝ如し。

三 組織並に會員數

本會は字川田内に住居する年齢十四歳以上四十五歳以下の婦女を以て組織す。會員數百三十二名

四 事業の概要

(1) 隔月一回舊曆十六日定例會を開き學校職員、字有志、青年團幹部其他識見ある人の講話を乞ひ、會員各

自の意見を發表し、風記の改善、衛生思想の普及、貯蓄心の涵養等に努め、其他婦徳の研鑽向上を計れり。

(2) 毎月舊曆日十五日の二回各自家屋内外の大掃除、及び家具の整頓をなし、役員は各戸を巡視して優劣を

批評し之を指導す。

(3) 毎年一回舊六月二十六日を定期として反布裁縫手藝品評會を行ひ、優等品には賞與をなして之が向上

を奨励せり。

(4) 毎年一回春季に於て體育奨励の目的を以て學區域聯合婦女運動會を催す。

(5) 毎年春秋二回會員の親睦會を催し相互の意思の疏通親密を計り、併せて割烹の實地練習をなす。

(6) 三大節には拜賀式に參例し忠君愛國の念を養ふ。

五 一ヶ年の經費 約七十圓

大正十年十月廿八日印刷
大正十年十月卅一日發行

内務省社會局

東京市神田區美土代町二丁目一番地

印刷者 島 連 太 郎

東京市神田區美土代町二丁目一番地

印刷所 三 秀 舎

279
39

終